

朝霞市条例第 19 号

朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年朝霞市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 11 号及び第 4 条第 8 号中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。